

福岡県ソフトテニス連盟
総務委員会規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本委員会は、福岡県ソフトテニス連盟規約第21条1項に定める総務委員会(以下「委員会」という)といい、福岡県ソフトテニス連盟(以下「本連盟」という)内に設置する。

(事務局)

第2条 本委員会の事務局は、次に掲げるところに置く。
〒814-0015 福岡市早良区室見 2-16-21 カルチェ室見 302号
福岡県ソフトテニス連盟事務局内
092-215-0782 fax 092-215-0783

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本委員会は、連盟役員並びに各委員会と連絡を密にし、会員並びに市民に情報を公開し、幅広くソフトテニスを周知するとともに、健全で明朗な連盟運営を行いソフトテニスの発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本委員会は、第3条の目的を達成するため次に掲げる事業を行う。

- (1) 会員登録及び団体登録
- (2) 連盟役員・各支部との連絡調整
- (3) 日連・西連・九連・その他各団体との連絡・調整
- (4) ホームページの作成及び更新
- (5) 年間事業計画及び、予算・決算の作成
- (6) 会計及び監査報告書の作成
- (7) 補助金の申請・報告
- (8) 物品購入及び購入品の管理
- (9) 大会参加受付・県外大会申込
- (10) 事務局の運営
- (11) その他総務委員会が必要と認めた事業
- (12) 理事長からの指示によるもの

第3章 委員

(委員・事務局員)

第5条 本委員会は、次の委員及び事務局員をおくことができる。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名
- (3) 会計 2名以内
- (4) 事務局員 2名以内

第4章 委員及び事務局員の選任

(委員・事務局員の選任)

第6条 本委員会の委員の選任は次のとおりとする。

- (1) 委員長 理事長の推薦に基づいて総会の決議により会長が委嘱する。
- (2) 副委員長 委員長の推薦に基づいて会長が委嘱する
- (3) 会計 委員長の推薦に基づいて会長が委嘱する
- (4) 事務局員 委員長が委嘱する

第5章 委員の任務・任期

(委員の任務)

第7条 本委員会委員の任務は次のとおりとする。

- (1) 委員長 委員長は、本委員会を代表し、会長の命を受けて職務を執行する
- (2) 副委員長 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する
- (3) 会計 会計は、予算に基き各委員会を含む連盟の会計事務を職務する
- (4) 事務局員 事務局員の任務及び任期は別に定める

(委員の任期)

第8条 本委員会の委員の任期は、本連盟規約第16条1項に準ずる。

(委員の解任)

第9条 本委員会の委員の解任は、本連盟規約第17条に準ずる。

第6章 委員会

(委員会)

第10条 本委員会の運営は、次のとおりとする。

- (1) 委員会は、必要に応じ委員長が召集する
- (2) 委員会は、委員の過半数の出席で成立する

- (3) 委員会の議長は、委員長が行う
- (4) 議事は、出席者の過半数の賛成をもって決定し、可否同数の場合は議長が決する
- (5) 委員会は、委員長が必要と認めた場合、理事長及び有識者の出席を認める
- (6) 委員会決議事項は、常任理事会で承認されたのち施行する

第7章 会 計

(資産の管理)

第11条 本委員会会計は、福岡県ソフトテニス連盟規約第23条2項に準ずる。

(経費の支弁)

第12条 本委員会の事業遂行に要する経費は、福岡県ソフトテニス連盟の資産を持って支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第13条 本委員会が作成する連盟事業計画及び収支予算は、毎会計年度開始前に委員会で作成する。

収支決算で余剰金が生じた場合、翌年度会計へ繰り越すことができる。また、その一部を福岡県ソフトテニス連盟基金へ編入することができる

(会計年度)

第14条 本委員会の会計年度は、毎年1月1日より12月31日までとする。

第8章 規約の変更

(規約の変更)

第15条 本委員会の規約の変更は、委員会の3分の2以上の賛成をもって決議し、常任理事会の承認を要す。

附則

(施行期日) 平成29年 2月 5日